

庁内イントラネットパソコン・ステッカー広告掲載事業

募集要項（令和8年度掲出分）

北九州市職員が業務に使用する庁内イントラネットパソコン本体のキーボード下部のスペースに貼付する広告ステッカーを作成する広告事業者（以下「事業者」という）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集物件について

別紙仕様書のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 本市の物品等有資格者名簿の登録業者（広告代理店）であること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 広告掲出の取扱について、2年以上の実績を有している者であること。
- (4) 北九州市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと、また暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 本市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※上記要件への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合、照会のために必要な情報を改めて提出していただく場合があります。

3 広告の掲出条件等について

(1) 広告掲出料等

① 広告掲出料

本市が設定する最低価格（非公開）以上で最高価格を提示した事業者を実施予定事業者として決定します。

② 広告掲出料の納付

本市が指定する日までに一括して全額納付してください。

③ 広告掲出に係る経費等

広告ステッカーの作成に係る費用については、事業者の負担とします。広告ステッカー貼り付けのための作業等については、本市で行います。

(2) 事業実施条件等

- ① 「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」を遵守してください。
- ② 広告掲出枠に、広告の表示を明記してください。
- ③ 広告内容については本市と充分協議（広告主候補の事前確認等）を行い、掲出開始月の前月20日までに、本市へ提出してください。
- ④ 広告は年に2回まで更新できます（年度当初含め3回）。
- ⑤ 第三者に事業実施の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- ⑥ 広告内容等、事業実施に関する全ての行為については、本市側の指示に従ってください。
- ⑦ 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。
- ⑧ その他別紙仕様書のとおりです。

(3) 協議

その他定めのない事項については、本市と事業者が協議して決定します。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月20日(火)

午前8時30分から午前12時、午後1時～午後5時15分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出方法

価格提案書（所定様式）により、上記受付期間内に提出してください。

（持参、電子メール、FAXによっても受け付けます。）

(3) 申込受付場所

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎西棟3階）

北九州市政策局DX・AI戦略室

TEL：093-582-2827

(4) 申込に必要な書類

① 価格提案書（本市所定様式）

提案価格は、12か月分で記入してください。

提案価格には、消費税相当分及び地方消費税相当分を含む額です。

② 市税に係る納税証明書（市税に滞納がないことの証明）

5 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月9日(金)

午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分

(2) 提出方法

質疑書(所定様式)により、上記受付期間内に提出してください。

(持参、電子メール、FAXによっても受け付けます。)

(3) 受付場所

北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所庁舎西棟3階)

北九州市政策局DX・AI戦略室

FAX: 093-562-1061

E-mail: digi@city.kitakyushu.lg.jp

(4) 質疑書への回答日

令和8年1月15日(木)午前中

(5) 回答方法

回答日に、本市ホームページの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

6 価格提案書等の審査

(1) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 本市が設定する最低広告掲出料(非公開)を下回る価格によるもの。
- ② 応募資格がない者が提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名がないもの。
- ⑤ 本市が交付した様式を用いないで提案したもの。
- ⑥ 応募資格者が2件以上の提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 応募価格又は入札資格者の氏名その他主要部分の記載が識別し難いもの。
- ⑧ 金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑨ 審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑩ 応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたもの。
- ⑪ その他応募に関する条件に違反したもの。

(2) 実施予定事業者の決定

実施予定事業者の決定は、提出された書類等を基に、市が定める要件に該当するか否かを判断の上、本市が設定する最低価格以上で、最高価格をもって有効な提案を行った者として決定します。

なお、実施予定事業者は、市と広告掲出についての契約を締結し、広告掲出事業者となります。

(3) くじによる実施予定事業者の決定

最高となるべき同課の提案書の提出をしたものが2人以上あった場合は、くじにより実施予定事業者を決定しますが、その場でくじを引くことができないため、本件に関係のない本市職員が代理でくじを引くこととします。

(4) 結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

7 実施予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 本市が定める募集要件に該当しなくなった場合
- (2) 応募者が暴力団等関係者との関わりがある場合
- (3) その他実施予定事業者が本事業実施の相手方として不適当と認められる場合

8 その他

事業者決定の手続きに関する一切の費用については、実施予定事業者の負担となります。

価格提案書及び質疑内容等については、北九州市情報公開条例（平成13年条例第42号）に基づき、公開される場合があります。

■募集に関する問い合わせ先

北九州市 政策局 DX・AI戦略室（担当：太田、加藤）

所在地：〒803-8510

北九州市小倉北区大手町1番1号

E-Mail：digi@city.kitakyushu.lg.jp

TEL：(093)582-2827 FAX：(093)562-1061

■広告事業全般に関する問い合わせ先

北九州市 財政・変革局 市政変革推進室（担当：柳井、山田）

所在地：〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

E-Mail：zai-henkaku@city.kitakyushu.lg.jp

TEL：(093)582-2160 FAX：(093)582-2070